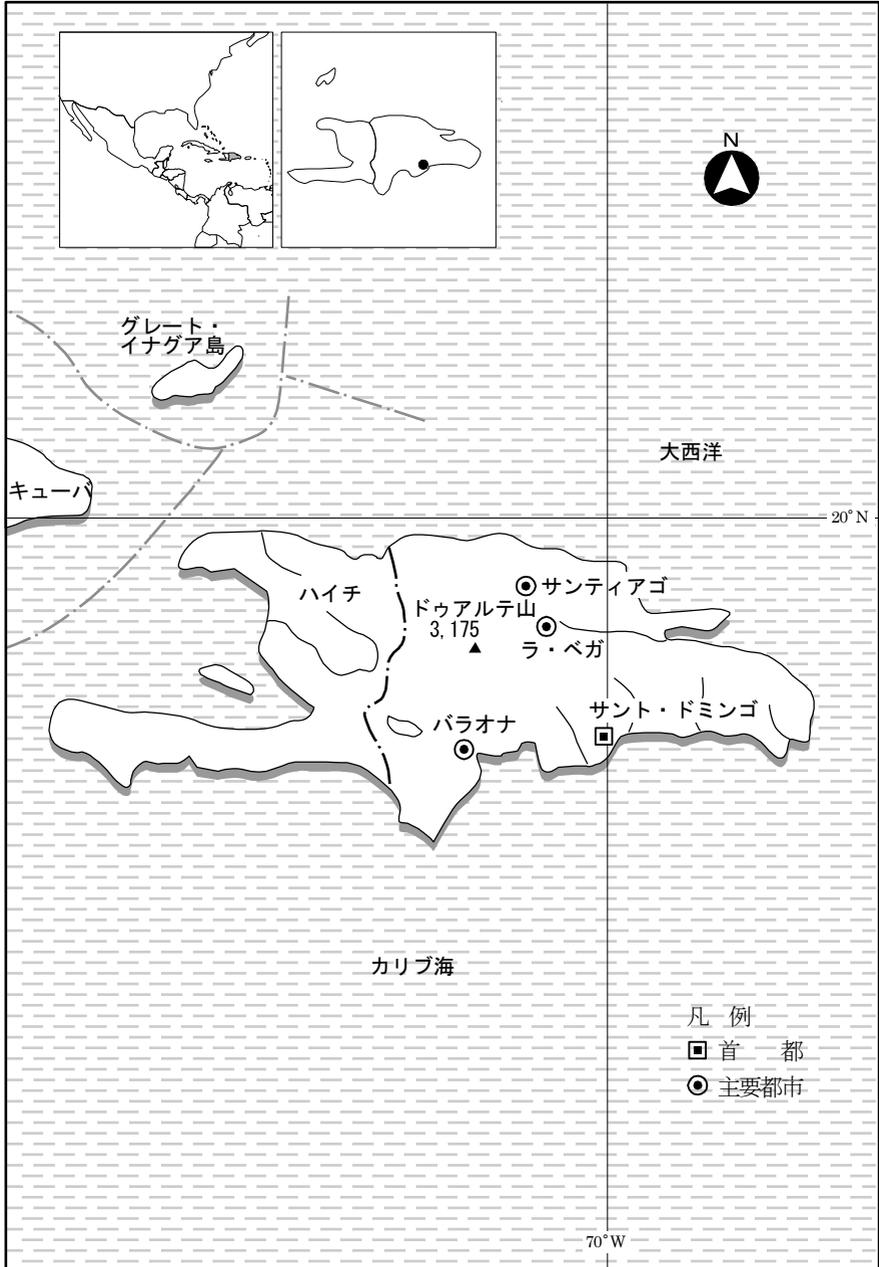


# ドミニカ共和国



## (一般指標)

|             |  |   |                       |
|-------------|--|---|-----------------------|
| 国名<br>(英名)  | ドミニカ共和国<br>(DOM : Dominican Republic)  |   |                       |
| 国土面積        | 万 ha   | 487 (九州本島の1.3倍)                             |                       |
| 人口          | 万人   | 1,018.3 人口密度 209.2人/km <sup>2</sup> (2012年) |                       |
| 首都名         | (英名)   | サントドミンゴ (Santo Domingo)                     |                       |
| 首都人口        | 万人   | 216.9 (2010年)                               |                       |
| 主要言語        | スペイン語 (公用語)、英語、ハイチ・クレオール語  |   |                       |
| 宗教          | カトリック83.6%、プロテスタント6.6%   |   |                       |
| 国連加盟年月      | 1945年10月   |   |                       |
| 通貨単位        | ペソ 1米ドル=42.4895 (2013年7月)  |   |                       |
| 国民総所得 : GNI | 億米 <sup>ドル</sup>   | 499 (2010年)                                 |                       |
| 一人当りGNI     | 米 <sup>ドル</sup>  | 5,030 (2010年)                               |                       |
| 主要産業        | 観光業、農業 (砂糖)  |   |                       |
| 日本から輸出      | 億円   | 128 (2011年) (車輛、一般機械、科学光学機器)                |                       |
| 日本の輸入       | 億円   | 79.3 (2011年) (電気機器、履物、科学光学機器等)              |                       |
| 土地利用        | 万ha  | 耕地  | 127 (26.3%) (2009年現在) |
|             |  | 森林  | 197 (40.8%) (2009年現在) |
|             |  | 牧場・牧草地                                      | 120 (24.8%) (2009年現在) |
| 度量衡         | メートル法  |   |                       |
| 祝祭日         | 1月1日元日、5月1日メーデー、8月16日民族維新の日、<br>9月24日メルセデスの聖母の日、11月6日憲法記念日、<br>12月25日<br>移動祝日 : 公現祭、アルタグラシアの聖母の日、フアン・<br>パブロ・ドゥアルテの日、独立記念日、聖週間 |   |                       |
| 気候          | 海洋性の熱帯気候 Aw で、雨季は5～11月。北東貿易風の大きい北部と東部の沿岸は雨量が多い。6～11月はしばしばハリケーンが来襲する。<br>首都サントドミンゴ (標高 14m、年平均気温 26.3℃、年降水量 1,462mm)。           |   |                       |

(森林指標)

(森林面積)

|                    |      |       |
|--------------------|------|-------|
| 森林面積 (2010)        | 千 ha | 1,972 |
| 森林率                | %    | 41.0  |
| 森林変動少率 (2005-2010) | %    | 0.0   |

(森林蓄積)

|            |                   |     |
|------------|-------------------|-----|
| 森林蓄積(2010) | 百万 m <sup>3</sup> | 122 |
| ha 当たり森林蓄積 | m <sup>3</sup>    | 62  |

(人工林面積)

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 人工林面積 (2010) | 千 ha | - |
| 森林面積に対する割合   | %    | - |

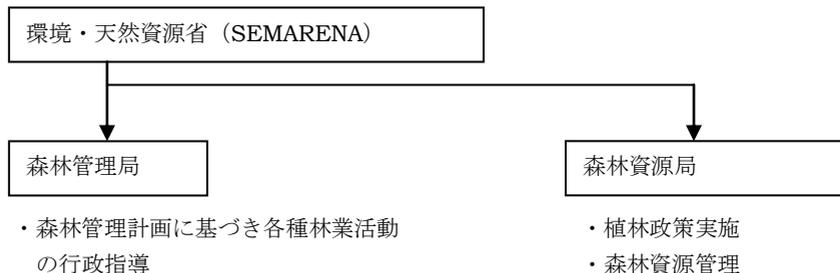
(森林所有者)

|      |   |   |
|------|---|---|
| 公的機関 | % | - |
| 民間   | % | - |

(炭素蓄積)

|                          |       |     |
|--------------------------|-------|-----|
| 炭素蓄積 (2010)              | 百万トン  | 114 |
| 年平均炭素蓄積変化<br>(2005-2010) | 千トン/年 | 0   |

(森林・林業行政組織)



(森林・林業政策)

違法伐採を取り締まるためとってきたドミニカ共和国政府の森林政策は次のような経緯をたどってきた。

1. 1962年4月2日に制定された「森林と果樹の保全に関する法令 5856号」は現在も林業行政の基本となっている。この森林法によって、軍務省が林業行政の主導権を握ることを明言するとともに、違法伐採者に対する罰金や刑も定められた。森林資源を保全する目的で制定された本法律だが、軍務省の武力を背景としたこと・賄賂が横行したこと等から本来の目的を失ってしまった。
2. 1967年10月24日に制定された「法令 705号」により、森林総局が農務省から軍務省の管轄下に移され、武力を背景に伐採禁止を強化した。
3. 1977年には、森林法違反者に対して、1,000から10,000ペソの罰金の上、6か月から1年の禁固刑が科せられることになった。
4. 1982年7月23日に制定された「法令 318号」により、森林技術国家委員会が創設され法律の整備や伐採許可証の発行などを担当するようになるのと同時に、適切な林業経営計画に従い施業する場合には許可証付きで伐採が可能になった。
5. 1990年には、水源涵養林の保全強化のため1.や3.の法令を一部改正し、水源地の河川から500mの範囲は一切の伐採を禁止するなどの規制を行った。
6. 1990年には、国内の主要河川の水質保全について整備が進められた。

1で述べた法体系となってしまった背景は、急峻な国土という自然条件に加えて、土地所有が不明確であることと、「子孫のために山を作る」という発想がないこと等の社会経済条件によるものと考えられる。軍務省主導下における規制中心の林業行政は、

結果として国民が森林資源の重要性への理解を求める方向ではなく、企業造林・林産業の発展阻害という結果を招き、国民は森林から遠ざかり国民と森林の関係は悪循環を続けてしまった。法律的には、林業技師の調査に基づき発行される伐採許可証があれば伐採も可能になっているが、手続きが煩雑で時間を要する、広報不足から制度が周知されていない等の理由により、適切な森林経営は進捗していない。新たな組織改編も含んだ文民体制下における抜本的な森林法改定が求められている。

2000年の森林・野生生物部の年次報告書は、次の事項を主要な行政目的としている。

- ・森林、木材、非木質林産物、野生生物、水源涵養、水源林及び土壌等の天然資源の保護と保全
- ・環境に優しく、適切な技術による方法により作業が行われるよう木材収穫作業を監視しライセンス及び許可の発行をする。遊歩道の作設と利用者のための施設の設置等天然資源の使用について資源の持続的利用のため管理・経営をする。
- ・ドミニカの天然資源の持続的利用についての一般国民への教育普及

主な森林規制は環境天然資源法 No.64-00 (2000年8月施行)に関連し次のものがある。

- ・エコシステム関係事業への支払い
- ・林地所有権
- ・木材産業
- ・研究及び管理
- ・これら分野における政府の役割

これら規制の目的とするところは次のとおりである。

- ・森林資源の保全・開発のニーズを満たす法的枠組み及び制度構造を確立すること
- ・市民社会と連携して、森林資源の保全と開発を奨励すること
- ・既存の森林の効率的管理・保全及び持続的開発を確保すること
- ・雇用創出を通じて土壌保全、生物多様性の保全及び農村開発機能を発揮するため林地の復旧及び開発を奨励すること

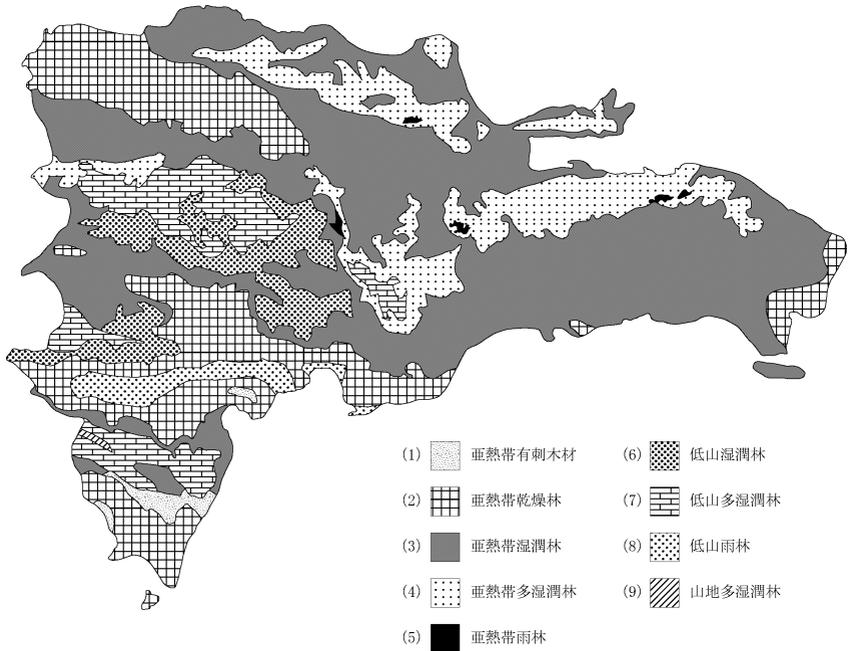
上記以外にも森林・林業関係では次の法規制がある。

- ・法律 No.290 林業インセンティブ
- ・決議 No.258 国家森林計画

### (森林の現況)

ドミニカにおいて森林火災は森林破壊の重要な要因になってきた。森林火災の原因には落雷など様々あるが、人為によるものが占める割合が高い。たばこの不始末・焼畑からの延焼以外にも、伐採禁止の法律を背景とした意図的な放火による森林火災が起ることも多い。乾季には森林火災の発生と拡大しやすい条件であるため、森林総局は 39 箇所に監視塔を設け森林火災の予防及び消火活動に力を入れているが、97 年には El Nino の影響から 50 年ぶりの大干魃になり、山火事が多発し、森林が燃失するだけでなく、被害木への Ips 類の虫害により多くのマツが枯死し被害は甚大であった。

ドミニカにおける森林分布は次の図のとおりである。地形、降雨量により、変化に富んだ森林が分布している。



### ホルドリッジの生活帯域

FRA2010によれば、2010年現在のドミニカ共和国の森林面積は197万 haであり、国土面積の40.8%に相当する。森林面積は過去20年間変動は見られない。

(人工造林)

ドミニカ共和国では、1958年に *Swietenia* spp. (マホガニー類)、*Hibiscus elatus*、*Tectona grandis* (チーク) 等が造林され、1970年代にユーカリ、1980年代には *Pinus caribaea* (カリビアマツ)、1990年代には北部では *Acacia mangium*、南部では *Azadirachta indica* (インドセンダン) が多く造林されてきたが、最近では、郷土樹種を見直す動きもあり、高級家具材に利用される *Swietenia mahagani* (マホガニー)、たばこ乾燥に利用される *Simarouba glauca* (ホアン・プリメーロ) 等も造林されるようになってきた。

政府は植林プログラムの実施により住民を農村部に住まわせることにを推し進めている。最近における重要な出来事は 1994 年に「造林マニュアル」を発表したことである。著者は Andrea Brechelt であり、農業・環境基金により作成された。また、SEMARENA は 10 月を植林月と発表した。

主要造林樹種は次のとおりである。

| 学 名                            | 一 般 名      |
|--------------------------------|------------|
| <i>Pinus caribaea</i>          | カリビアマツ     |
| <i>Colubrina arborescens</i>   | コラソン・デ・パロマ |
| <i>Simarouba glauca</i>        | ホアン・プリメーロ  |
| <i>Azadirachta indica</i>      | インドセンダン    |
| <i>Pinus occidentalis</i>      | エスパニョーラマツ  |
| <i>Acacia mangium</i>          | マンギウムアカシア  |
| <i>Cedrela odorata</i>         | セドロ        |
| <i>Swietenia mahagani</i>      | マホガニー      |
| <i>Calophyllum indicum</i>     | マラ         |
| <i>Samanea saman</i>           | アメリカネム     |
| <i>Catalpa longissima</i>      | ロブレ・ドミニカーノ |
| <i>Cassia siamea</i>           | タガヤサン      |
| <i>Leucaena leucocephala</i>   | ギンネム       |
| <i>Casuarina equisetifolia</i> | モクマオウ      |
| <i>Eucalyptus</i> spp.         | ユーカリ類      |
| <i>Grevillea robusta</i>       | ハゴロモノキ     |

(林産業)

2004年にドミニカ共和国は55.6万 m<sup>3</sup>の薪材を輸出し、26.7万 m<sup>3</sup>の用材、3.1万 m<sup>3</sup>のパネル、18.2万トンの紙・パルプを輸入した。丸太生産量のほとんどが薪材である。

原木生産量の推移と木材貿易量は以下の表のとおりである。

原木生産量の推移

単位：千 m<sup>3</sup>

| 年次   | 薪炭用 | 用 材         |      |     |    | 原木生産量 |
|------|-----|-------------|------|-----|----|-------|
|      |     | 製材用、<br>単板用 | パルプ用 | その他 | 合計 | 合計    |
| 1985 | 556 | 4           | —    | 2   | 6  | 562   |
| 1990 | 556 | 4           | —    | 2   | 6  | 562   |
| 1995 | 556 | 4           | —    | 2   | 6  | 562   |
| 2000 | 556 | 4           | —    | 2   | 6  | 562   |
| 2006 | 878 | 11          | —    | 3   | 14 | 892   |
| 2010 | 913 | 7           | —    | 2   | 9  | 922   |

注：その他は杭、マッチ、ポスト、柵 など

木材貿易量 (2010)

単位：数量万 m<sup>3</sup>、金額万ドル

| 製 品 名 | 輸 入  |         | 輸 出 |       |
|-------|------|---------|-----|-------|
|       | 数 量  | 金 額     | 数 量 | 金 額   |
| 丸 太   | 0.7  | 138.3   | 0.3 | 133.0 |
| 製 材   | 39.1 | 8,555.5 | —   | —     |
| 合 板   | 5.4  | 2,636.5 | —   | —     |

- 出典：1. ドミニカ共和国 環境・天然資源省, 2013,  
A database of REDD activities on the ground  
([http://www.thredddesk.org/countries/dominican\\_republic/info/resources/organisations/ministry\\_of\\_environment\\_and\\_natural\\_resources\\_dominican\\_republic](http://www.thredddesk.org/countries/dominican_republic/info/resources/organisations/ministry_of_environment_and_natural_resources_dominican_republic))
2. Dominican Republic Encyclopedic Dictionary of the Environment:  
Deforestation and reforestation  
([http://www.diccionariomedioambiente.org/DiccionarioMedioAmbiente\\_en/en/cpo\\_deforestacion\\_bis.asp](http://www.diccionariomedioambiente.org/DiccionarioMedioAmbiente_en/en/cpo_deforestacion_bis.asp))
3. Mongabay, 2013, TROPICAL RAINFORESTS: Dominican Republic  
Forest Information and Data  
([http://rainforests.mongabay.com/deforestation/2000/Dominican\\_Republic.htm](http://rainforests.mongabay.com/deforestation/2000/Dominican_Republic.htm))